

(別添 1)

【川崎町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	439	431	410	398	376
② 予備機を含む 整備上限台数			471		
③ 整備台数 (予備機除く)			410		
④ ③のうち 基金事業によるもの			410		
⑤ 累積更新率			100	103.01	109.04
⑥ 予備機整備台数			61		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの			61		
⑧ 予備機整備率			15		

(端末の整備・更新計画の考え方)

GIGA第1期で整備した端末の劣化等が見られるため、児童生徒・学校が安心して利活用できるよう端末を整備・更新する必要があります。そのため、令和8年度末までに学習者用端末の更新を行います。新たに導入する端末の台数は、令和8年度の全校児童生徒分と予備機(国が示す、故障率を勘案した児童生徒数の15%)を予定し、以降5年間“1人1台端末”を維持できる台数を整備します。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：547台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設で再利用：100台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者や資源有効利用促進法の製造事業者
に再使用・再資源化を委託：447台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和9年1月 新規購入端末使用開始
- 令和9年4月 処分事業者 選定
- 令和9年10月 使用済端末の事業者への引き渡し